

# 新しい介護予防事業

平成26年5月12日  
福祉部高齢社会対策課  
資料1-4

一次予防事業は一般介護予防事業として再編し、平成27年度から実施する。  
地域介護予防活動支援事業については、介護予防推進員、認知症予防推進員、健康づくりサポーター、健康づくりリーダーなどの地域の人材を活かし、敬老館や地区区民館、高齢者センターなどでの普及啓発事業の拡充を図る。  
二次予防事業は、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)として再編し、予防給付の見直しと合わせて平成27年度から実施する。  
認知症予防事業を介護予防・生活支援サービス事業のメニューに追加する。

## 現行の介護予防事業

- 一次予防事業
  - 介護予防普及啓発事業
  - 地域介護予防活動支援事業
  - 一次予防事業評価事業
- 二次予防事業
  - 二次予防事業対象者の把握事業
  - 通所型介護予防事業
  - 訪問型介護予防事業
  - 二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

## 一般介護予防事業

### 介護予防事業対象者の把握事業

- 基本チェックリストの配布・回収は3年に分けて行う。  
65歳から73歳までは3年に1回の配布とし、74歳以上に対しては毎年全数を配布する。
- 基本チェックリストの結果は、個人の主体的な介護予防の取組みにつながるアドバイス表の送付や事業の案内、見守り等の高齢者支援に活用する。

### 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業

要支援者も参加できる  
住民主体の通いの場

- 現行の普及啓発事業を継続するとともに「講演会・健康教育(65歳からの運動教室、健康応援教室)」の対象者の枠組みを検討する。
- 「健康づくりサポーター」「健康づくりリーダー」「健康体操普及会」「介護予防推進員」「認知症予防推進員」などの地域の人材を活かし、敬老館・地区区民館・高齢者センターなどにおける介護予防の考え方を取り入れた講座を連携して行う。

### 介護予防事業評価事業

### (新)地域リハビリテーション活動支援事業

- 「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。  
ケースカンファレンスにリハビリテーション専門職の参加  
地域ケア会議や新しい総合事業終了後のケース会議にリハビリテーション専門職が参加する  
実施者：練馬区リハビリテーション従事者連絡会(要調整)  
運動サークルなどへのアドバイザー派遣事業  
事業内容：リハビリテーション専門職や栄養改善指導員、口腔機能向上指導員がサークルに出向き、痛みのあるときの運動のアドバイスや、栄養・口腔機能などの指導を行う  
対象：サークル参加者  
実施者：練馬区リハビリテーション従事者連絡会や二次予防事業受託事業所に属するリハ専門職、区の栄養改善指導員、口腔機能向上指導員

## 介護予防・生活支援サービス事業

- 従来の二次予防事業対象者に実施していた通所介護予防事業は基本チェックリストの活用により、引き続き対象者を限定して行う。
- 認知症予防事業のメニューを追加する。

介護予防  
日常生活支援  
総合事業